

緊急時訪問看護加算Ⅰ	24時間電話による相談体制及び緊急時の訪問体制、看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されている	1月につき 600円
緊急時訪問看護加算Ⅱ	24時間電話による相談体制及び緊急時の訪問体制	1月につき 574円
特別管理加算Ⅰ	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること	1月につき 500円
特別管理加算Ⅱ	在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること	1月につき 250円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人口肛門ケア及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	1月につき 250円
ターミナルケア加算 (要支援を除く)	(在宅で亡くなられた方) 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500円

③訪問にかかる往復の交通費

市内は無料。市外は公共の交通費に準じる。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから概ね1kmごとに60円をいただきます。

④ご遺体のお世話

15,000円(負担割合に関係なく、どなたも15,000円いただきます)

⑤減算・日割料金(1割の場合)

内 容	金 額
1. 月の途中で特別訪問看護指示書(14日)が交付された場合	1日につき 97円
2. 月の途中で利用開始(または終了)した場合	97円
3. 月の途中で厚生労働大臣が定める疾病等(医療保険の訪問看護)に切り替わった場合	(要介護5の場合は 123円)